

科目名	受講クラス	学籍番号	氏名	採点
会社法 (H28)				

第1. 設問1 (1)について

本件臨時取締役会において、①A解職が会議の目的事項として通知されたこと、並びに②Aに対し招集通知が送られたこととの点につき、取締役会決議を無効とするの主張がなされたことを検討する。

1. 取締役会の招集手続に法令違反が認められる（会社法368条1項）の場合には、当該取締役会に於てなされた決議は無効と解される。

2. (1) ①の違法性

会議

ア 368条1項は、取締役会の招集通知において、目的事項を付するに要している。この点から、取締役会の会社を経営する意思、臨機応変な判断の要するものから、取締役会に於ける決議の目的事項以外の議案については、決議をすることができず、無効と解される。

イ 本件において、A解職が会議の目的事項として招集通知に付されているとして、甲は取締役会がA解職の決議をするべきでない。

ウ したがって、①は同項に反しない。

(2) ②の違法性

ア 同項より、一部の取締役に対して招集通知が送られている場合には、当該取締役会に於ける決議は、同項に反しない限り有効と解される。ただし、当該取締役が決議に参加しなかった結果に異議を反すべき認められる特段の事情が認められる場合には、例外的に決議は無効と解される。

イ 本件では、Aは招集通知が送られることにより、Aを除く各取締

役5名が臨時取締役会に出席し、5名中3名の賛成により、A解職が可決された。ただし、Aは原則としてこの決議は無効と主張し、その主張が、特段の事情があるかを検討する。

Aは解職対象となる代表取締役であり、369条2項のいう、特別の利害関係がある取締役にあたり、上記決議の効力について争うことができる。Aは出席しなかったが、上記決議の効力は及ぶと主張している。

しかし、閉鎖会社である甲にあっては、株主は、代表取締役が決議することについて、強い、解職権限に於ける議論を注視すべきであり、Aにつき、無効と主張し、出席をせよとすべきであり、他の取締役Aの側を支持するべきではない。

（なお、特段の事情は認められず、原則として無効と解する。）

(3) 当該臨時取締役会は、Bが招集しているが、甲には、招集権者の定めはない。366条1項に照らし、この点に異議はない。以上より、③の点で、本件決議には違法性がなく、有効である。

第2. 設問1 (2)について

Aの報酬請求権の額の問題とする。

1. 取締役と会社との法律関係は委任の規定に準ずること（330条）であり、Aの請求権は委任契約の内容により、その額を定むべきであり、甲とAの合意の意見解決により決定される。

ただし、会社法361条1項は、取締役の報酬については、株主総会の決議を要するとしていることより、本件は、意見に反する額を請求することはできない。

※解答は左ページから書き始めてください。

科目名	受講クラス	学籍番号	氏名	採点

2. 本件において、甲社株主総会が取締役に就する報酬の総額を承認し、後継として一定額の支給をすることを認めた。したがって、Aに対しては通常取締役としての報酬額が認められ、月額50万円を支給する。甲社株主の意見に反し、他方、甲社取締役会は定例取締役会において、Aの報酬額を200万と決定している。運用の例外は株主総会に諮問に決めている。Aの報酬額の増減は一方に寄与する。重要である。

3. 以上より、Aは甲社に対し、月額50万円を報酬として請求することができる。

第3. 設問2(1)において、

1. Aの解任につき、甲社の賠償責任が発生した。この点について、①株主総会の決議により、取締役等が解任されたこと。②損害の発生。③①と②の因果関係。④解任につき、正当な理由がなかったことである。

2. (1) Aは、甲社定時株主総会においてAの取締役の解任に関する議事を可決したことで、甲社取締役を解任された。したがって①は成立する。したがって、Aは、8年間の取締役報酬、すなわち4800万円の損害賠償を受ける。②③も成立する。

(2) ④「正当な理由」とは、傷病等により取締役の業務を履行できない状態に陥るなどの理由をいふものと解される。本件につき、Aの解任理由は、株の売却であり、これはAの経営判断における失敗にすぎず、Aはこれにより、取締役の業務を履行し続けるべきである。したがって、④は成立しない。

3. 以上より、甲社はAに対し、4800万円を賠償する責任を負う。第4. 設問2(2)において、

1. Bは、甲社株主として、Aの解任を請求した。854条1項に基づき、被害は甲社に及ぶAと見なされる(855条)。甲社本店に所在する地方裁判所に対し(856条)、請求を提起する必要がある。甲社非公開会社であるが、854条2項の適用があり、Bは甲社株主権の20%を有する。同条1項1号の株主に当たる。Aは、会社の資金を不正に流用したと認め、同条1項の「職務の執行」に関し、不正の行為があったと認められる。

2. 会社法上の問題は、本件のように株主総会が議決した場合に、同条の「当該役員を... 選定したとき」に当たるかどうかである。

(1) 同条が設けられているのは、何らかの事由で株主総会の意思決定が取締役等、不適切な介入により、適正にできず、場合に、裁判所に付して是正を請求する。したがって、上記のとおりの場合にはこの要件を満たすことになる。

(2) 本件において、Aは甲社株主に對し、流用を促したことで、自ら解任をさせようとし、株主総会の意思に恣意的に操作するものであり、裁判所の裁量が必要と解するの相当である。

(3) 以上より、上記要件は満たされる。

第5. 設問3において、

1. Cは、甲社に対する責任。

2. Cは甲社の取締役であり、423条に基づき責任を負っている。

※解答は左ページから書き始めてください。

科目名	受講クラス	学籍番号	氏名	採点

(1) 欠陥品の責任発生時の対応は、①役員等に対し、②任務を怠らなことを求められ、③ ~~会社~~ 会社に損害を与え、④ ②と③の間の因果関係が成り立つと判断する。

(2) ア. Cは、任務懈怠が認められず。
イ. 取締役は、会社に対し、業務執行における善管注意義務を負う(330条、民法644条)から、この義務違反があった(2)は否定されることが多い。

(イ) Cは甲の代表取締役であり、社内において不正行為を抑制する仕組みに不正行為を即座に発見し、対応する体制を構築すべきと求められる。この点、甲は、甲は「内部統制システム」を構築し、定めた業務フローやITシステムを設けており、Cは上記の体制構築義務を履行しているものと評価される。
また、Cは不正を発見し、発表工作をしたことにより、Cは自ら不正を防止するための善管注意義務を負うと認められる。

(3) 以上は、認められ、Cは善管注意義務違反のため、(2)を肯定する事情がある。

(3) および、Cは、何らの賠償責任を負わない。
2. Dは甲社に支払う責任。

(1) ①と同様に考える。

(2) ア. Dは、任務懈怠が認められず。

(イ) ①(2)ア(イ)と同様に考える。

(イ) Dは甲社において、内部統制システムを構築する者であり、同部門は、甲社の内部統制システムの根幹をなす

部門であり、担当者はDは、内部通報があったと認められ、場合によっては、事実関係を調査し、いざというときに備え報告を要する立場にある。Dは、担当者は報告をとりあらず、C等による報告をとりあらずに不正を見過ごした。Dは、~~不正~~上記義務違反、Dの社内での業務執行に責任を負い、善管注意義務違反を評価すべきである。

(イ) および、4. ②を肯定する。

1. Dは甲社の取締役であり、①は肯定する。

Dは、報告を受けた時点(平成27年3月)で迅速に対応していたが、甲社の2社に対し、現金3000万円を支払わねばならないことがわかった。これをめぐり、甲は不正行為と認められ、(2)(3)を肯定する。

(3) 以上より、Dは甲に対して2000万円を賠償する責任を負う。
4. ②を肯定する。以上

※解答は左ページから書き始めてください。